

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 21 年 9 月 29 日をもって投資信託約款の一部を変更する予定ですので、当該投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託 スーパー ボンド ベア オープン 3

2. 約款変更の理由

当ファンドの直近の残高水準（平成 21 年 6 月末現在：59 億円）に鑑み、投資家および受益者より当ファンドに対するニーズが引き続きあるものと考え、信託期間を 3 年間更新するとともに、信託期間更新の条項を追加するものです。

3. 約款変更の内容

下線部は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 25 年 7 月 28 日までとします。</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を申込み当日の午後 2 時 30 分（半日営業日の場合は午前 10 時 30 分）までに取得の申込みをした当該申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得申込に応ずることができます。</p> <p>②～⑤ <略></p> <p>(信託期間の延長) 第 55 条の 2 委託者は、<u>信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p>	<p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 22 年 7 月 28 日までとします。</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を申込み当日の午後 2 時 30 分（半日営業日の場合は午前 10 時 30 分）までに取得の申込みをした当該申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得申込に応ずることができます。<u>ただし、平成 22 年 5 月 1 日以降は、受益権の取得申込の受け付けを行わないものとします。</u></p> <p>②～⑤ <同左></p> <p><追加></p>

4. 変更の適用予定日

平成 21 年 9 月 29 日

5. 諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成 21 年 7 月 27 日から平成 21 年 8 月 26 日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成 21 年 7 月 27 日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成 21 年 9 月 29 日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の基準価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成 21 年 9 月 8 日から平成 21 年 9 月 28 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 21 年 7 月 27 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社